

経営革新計画の承認について

資 料 提 供
 令和 8 年 8 月 31 日
 課 名：経営革新課
 担 当 者：和田
 内 線：3460
 直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和 8 年 8 月に18件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,204件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者(※)の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和 8 年 8 月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設 立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業 種	経 営 革 新 計 画 の テ ー マ
株式会社アスコム 広島市西区井口台	昭和63年	10,000	1	専門サービス業（他に分類されないもの）	インバウンド向けホテル開発に特化した不動産活用支援事業
八橋装院株式会社 広島市安佐南区西原	昭和36年	32,000	48	繊維工業	広島発クラフトマンシップ FUKUNARYの世界観「究（きわみ）」を体現したベトナム全域への販路拡大と、新シリーズ開発、およびDXを用いた人材育成・生産進捗管理体制の構築
有限会社東城北京 庄原市東城町	平成12年	10,000	8	飲食店	SNSのマッチングシステムを活用したオープンマイク等のコト消費提供による経営の多角化
株式会社クレヒフク 福山市芦田町	昭和17年	10,000	32	繊維工業	ブランド再構築とEC活用による営業構造の刷新
株式会社純正食品マルシマ 尾道市東尾道	昭和31年	10,000	47	食料品製造業	尾道の地域資源と自社の販路を活かした天日塩製造業への進出
つちおか りか 土岡リカ（CILS ET CHEVEU） 呉市川尻町	—	—	0	洗濯・理容・美容・浴場業	トレーラー型可搬飲食設備を用いた準常設型飲食拠点事業の構築
有限会社大朝交通 山県郡北広島町大朝	昭和47年	10,000	20	道路旅客運送業	中山間地域における交通商社機能の確立

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

(※) 特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。